【随時募集】令和６年度採用
福岡市放課後児童クラブ主任支援員（会計年度任用職員）募集案内

１　募集受付期間

令和６年１月９日（火）～ 令和６年12月27日（金）

２　職名、採用予定人員及び職務の概要

職　　名	採用予定人　員	職　務　の　概　要
放課後児童クラブ 主任支援員 （放課後児童支援員）	２５人 程度	市内の小学校に設置された放課後児童クラブで、児童クラブ運営の現場責任者として児童の育成支援業務などに従事します。

３　任用期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

ただし、勤務成績が良好な場合には、令和７年度以降も期限を付して再採用することがあります。（再採用は４回を限度とし、満65歳に達した日以降の最初の３月31日を超えることはできません。）

※任用開始期間は、応募、採用時期により変更となる場合があります。

４　応募資格

次の（1）から（4）までの要件をすべて満たす人

（1）資　格

次の各項いずれかに該当する人

①保育士の資格を有する人

②社会福祉士の資格を有する人

③高等学校卒業者等であり、２年以上児童福祉事業（放課後児童クラブ、保育所、児童館等）に従事した人

④教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する人

⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下、「社会福祉学等」という）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した人を含む。）

⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた人

⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人

⑧外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人

⑨高等学校卒業者等であり、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業（民間学童等）に従事した人

⑩５年以上放課後児童健全育成事業に従事した人

（2）年間を通じて職務に従事できる人

（3）次のいずれにも該当しない人

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する

ことを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(4) 次のいずれかに該当する人

①日本国籍を有する人

②出入国管理及び難民認定法に定められている永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

5　試験の日時、会場、試験方法及び合格者発表

<table>
<tr><th>区分</th><th>日　　時</th><th>会　場</th><th>試験方法</th><th>合格者発表</th></tr>
<tr><td>筆記試験</td><td colspan="2" rowspan="2">日時及び会場については、
採用試験申込書の提出確認後、
放課後こども育成課より
電話にて連絡します。
（筆記試験及び面接試験は、
同日に実施予定です）</td><td>・放課後児童支援員としての知識、業務を実践する際の基本的な考え方等に関する筆記試験及び作文試験</td><td rowspan="2">採用試験後１週間以内を目途に、受験者に郵送で合否について通知を発送するとともに、合格者へ電話で通知します。</td></tr>
<tr><td>面接試験</td><td>・職務に対する適性及び児童の育成支援に必要な知識についての面接試験</td></tr>
</table>

※筆記試験と面接試験は、必ず両方の試験を受験してください。筆記試験を受験していない方は、面接試験を受験することはできません。

※合否について、電話による問い合わせにはお答えできません。

※試験の日時・会場については変更となることがありますので、送付する受験票で必ず確認をお願いします。

※試験当日に持参するもの

・受験票　　・ＨＢの鉛筆（筆記試験用）　　・消しゴム

・時計（※試験中に使用できる時計は、計時機能だけのものに限る。携帯電話等の使用は不可）

6　合格から採用まで

(1) 選考試験の結果、合格者は、令和７年３月 31 日までを登録期間とする主任支援員（会計年度任用職員）候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。

(2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和６年４月１日以降の採用を行います。

(3) 候補者名簿に登録されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。

(4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

7　勤務条件等

(1) 勤務日等

・原則、月曜日から土曜日までのうち週５日間

・週休日は、原則、４週間を通じ８日（日曜日を含む）

・休日は、国民の祝日に関する法律（祝日法）による休日、及び12月29日から翌年1月3日まで

※研修、緊急対応等のため、日祝日に勤務が必要となる場合があります。

(2) 勤務時間

・原則、週27時間30分勤務（１日５時間30分）

・時間外勤務を命じる場合があります。

・学校休業日以外は、原則として、午後１時30分から午後７時までの５時間30分です。

・学校休業日（土曜日、夏季、冬季、学年末等）は、午前８時から午後７時までの間の５時間30分です。

※勤務する放課後児童クラブの状況により、１年を通して次の勤務時間のパターンがあります。

① 8:00～13:30 ② 8:30～14:00 ③ 9:00～14:30 ④ 9:30～15:00

⑤ 10:00～15:30 ⑥ 10:30～16:00 ⑦ 11:00～16:30 ⑧ 11:30～17:00

⑨ 12:00～17:30 ⑩ 12:30～18:00 ⑪ 13:00～18:30 ⑫ 13:30～19:00

(3) 報酬・その他

・報酬月額 153,161円～168,384円（地域手当を含む）

・賞与（年２回支給あり）

・年収 252万円～277万円程度

※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。

※その他、市の規則に定めるところにより、通勤手当・賞与等が支給されます。

※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※報酬月額等については、令和６年度予算の成立を前提とした金額を記載していますので、今後変更となる場合があります。

(4) 休暇

・任用期間に応じて令和７年３月31日までに最大20日間の年次有給休暇が付与されます。

※日数については、採用時期により決定されます。

(5) 社会保険

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(6) 労働災害

・労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。

※服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止

(8) その他

・採用後は、放課後児童支援員認定資格研修を受講していただきます（未受講の方のみ）。

８ 応募方法

(1) 提出書類

申込書	**令和６年度採用 放課後児童クラブ主任支援員（会計年度任用職員）採用試験申込書** ・申込書は、教育委員会放課後こども育成課（市役所 11 階）、情報プラザ（市役所１階）で配付します。 ・記入にあたっては、別添の「記入上の留意点」をよく読んでください。 ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に記名すること。）
返信用封筒	84 円切手を貼り、宛先を明記した長形３号定型封筒１部（受験票送付用） ・他の職種を併願している場合は、返信用封筒はそれぞれ準備して同封ください。

(2) 提出方法

提出書類一式を入れた封筒の表に「主任支援員受験申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、下記の宛先に郵送または持参にてお申込みください。

※持参の場合の受付は、平日９時から 17 時までです。（土・日・祝日は受け付けません。）

(3) 宛先（持参先）

〒810-8621　福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市教育委員会放課後こども育成課（福岡市役所 11 階）

※提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

【申込みと問い合わせ先】

福岡市教育委員会放課後こども育成課

電話（092）711－4662　FAX（092）733－5736

〒810－8621

福岡市中央区天神一丁目８番１号(福岡市役所 11 階)

E-mail　k-ikusei.BES@city.fukuoka.lg.jp